

平成 29 年度

定期監査(後期)結果報告

総務部 総合政策課
会 計 課
行政委員会事務局

田川市監査委員

田 監 第 6 号

平成 30 年 4 月 20 日

田 川 市 議 会 議 長	吉 岡 恭 利 殿
田 川 市 長	二 場 公 人 殿
田川市選挙管理委員会委員長	森 本 隆 志 殿
田川市公平委員会委員長	平 岡 裕 章 殿
田川市固定資産評価審査委員会委員長	中 島 啓 司 殿

田川市監査委員 丸 谷 芳 昭

田川市監査委員 高 瀬 富士夫

定期監査（後期）結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

総務部 総合政策課	2
会 計 課	8
行政委員会事務局	14

1 監査の対象

総務部 総合政策課

会計課

行政委員会事務局（監査事務局を除く）

2 監査の範囲

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月末日までの財務等に関する事務の執行

3 監査の期間

平成 30 年 1 月 9 日から平成 30 年 3 月 20 日まで

4 監査の方法

平成 29 年 4 月 1 日から同年 12 月末日まで（一部平成 28 年度を対象）の財務等に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、事前に監査資料の提出を求め関係文書等を検査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取する方法で実施した。

5 監査の結果

事務執行の一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、監査の結果の各事項は次のとおりである。

総務部 総合政策課

1 事務の概要

(1) 政策推進係

事務事業	主な概要
1 総合政策の企画立案及び調整に関する事務	① 田川再生のための4本の柱（美しい街づくり、新産業の創出、教育改革、子育て支援）の推進に関すること。
2 総合計画に関する事務	① 第5次総合計画の推進に関すること。
3 地方創生・人口減少対策に関する事務	① 未来創生総合戦略の推進に関すること。 ② 過疎地域自立促進計画に関すること。
4 広域行政に関する事務	① 田川広域定住自立圏共生ビジョンの推進に関すること。
5 各種統計調査に関する事務	① 基幹統計調査に関すること。 ② 市勢統計に関すること。 ③ 他の部課に属しない統計に関すること。

2 職員の配置状況（平成30年1月1日現在）【合計人数7人】

（単位：人）

	課長	課長補佐	係長	主任	主事	計
総合政策課	1	1				2
政策推進係			1	2	2	5
計	正規職員 7名 (100.0%)					7

3 予算の執行状況（平成29年12月31日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

歳入

（単位：円、%）

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
12	01	01	総務使用料	240,000	240,000	0	240,000	0.00	0.00
13	02	01	総務費国庫補助金	9,437,000	9,160,000	0	9,160,000	0.00	0.00
14	03	01	総務費県委託金	1,183,000	1,184,000	1,184,000	0	100.08	100.00
17	01	09	ふるさと人づくり基金	13,646,000	0	0	0	0.00	***. **
19	04	03	雑入	453,000	0	0	0	0.00	***. **
			会計合計	24,959,000	10,584,000	1,184,000	9,400,000	4.74	11.19

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担行為 済額	予算残額	執行率
02	01	01	一般管理費	978,000	0	978,000	0.00
02	01	06	企画費	11,321,000	8,532,752	2,788,248	75.37
02	05	01	統計調査総務費	33,000	11,764	21,236	35.65
02	05	02	統計調査費	1,173,000	498,587	674,413	42.51
			会計合計	13,505,000	9,043,103	4,461,897	66.96

歳入（繰越明許費）

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入 未済額	収入率	
								対予算	対調定
13	02	01	総務費国庫 補助金	61,915,000	61,915,000	40,000,000	21,915,000	64.60	64.60
			会計合計	61,915,000	61,915,000	40,000,000	21,915,000	64.60	64.60

4 監査結果と指摘事項等

(1) 過去の監査の検討事項等のてん末について

前回の定期監査において、監査委員から指摘、要望または検討の要請があったものについて、そのてん末について検査した結果、適正な事務処理に改められていた。

(2) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算手続きについて検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、適正な事務処理であった。

(3) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約を検査した結果、適正な事務処理であった。

(4) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書について検査した結果、作成された復命書については、田川市文書規程第47条の規定に基づき遅滞なく作成され、いずれも概要あるいは所感等が記載されていた。

(5) 委託料の支出状況について

監査対象期間中の委託料の支出状況について検査した結果、委託内容の履行確認が確実に行われ、適正に支出されていることが確認された。

(6) 財産管理事務について

ア 備品の管理状況

備品の管理事務について、本課所管の備品を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
備品の登録について	備品の管理換登録をしていないものがあった。	田川市財務規則第40条 「管理する備品について異動が生じた場合は、備品異動申請書により会計管理者に通知しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい

イ 行政財産の使用許可について

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされている。この規定に基づき、田川市財務規則第30条により市長は行政財産の使用を許可することができることとされている。

これらの行政財産使用許可について申請書等を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
行政財産使用許可の手続きについて	使用許可に関する文書（行政財産使用許可書）に遅延損害金が付されていなかった。 （庁舎案内板付地図情報板）	田川市財務規則第31条第2項「市長は、行政財産使用許可申請が前条に適合する場合には、次の各号に掲げる条件を付し、行政財産使用許可書（様式第21号）を交付するものとする。・・・(10)遅延損害金」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい
	使用許可に関する文書（行政財産使用許可書）に契印による割印を行っていなかった。 （庁舎案内板付地図情報板）	田川市文書規程第26条第1項「行政処分に関する文書その他特に重要な文書であるときは、契印で決裁文書と割印しなければならない	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい

(7) 負担金、補助及び交付金の支出状況について

監査対象期間中に支出された負担金、補助及び交付金について検査した結果、交付の手続きは、適正な事務処理であった。

(8) 基金の管理について

田川市財務規則第56条の規定により「課長等は、所管する基金について基金台帳（様式第34号）を備え、その状況を明らかにしておかなければならない。」となっている。基金の管理について検査した結果、適切な事務処理であった。

(9) 時間外勤務の状況について

平成28年度及び平成29年度（4月～12月）の時間外勤務の実績（月別、個人別の実績時間数）について検査した結果、特定の職員に業務が集中している状況が見られた。所属長は、業務量の偏りが起こらないよう業務分担の見直しや業務の効率化を図るとともに、職員の健康管理に十分配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めていただきたい。

(10) 行革（事務改善）の取組状況と効果について

【平成 28 年度の取組状況】

ア 平成 28 年 5 月 1 日号の広報紙より有料広告掲載を開始した。

→ 効果額（契約金額） 130,680 円

イ 緊急の処理を要する決裁文書にはカラーしおりを添付し、決裁文書処理の優先順位を「見える化」した。

→ 文書処理に対する意識が高まり、事務の効率化に繋がった。

ウ 係内会議を毎週開催し、各職員の担当事業や繁忙状況について情報共有を開始した。

→ 繁忙期を迎えた職員に対して対応可能な職員がフォローするなど、事務の分担化に繋がった。

※ なお、「イ」及び「ウ」については、具体的な効果（人件費・時間等）は、監査時点では把握されていない。

【平成 29 年度の取組状況】

特記事項なし

(11) 課のマネジメントについて

ア 職場（専門・人権）研修の取組について

① 職場専門研修

平成 28 年度が 0 回、平成 29 年度が調査時点まで 2 回と低調な状況であるので、広く庁内政策をリードする立場から、課長自らが問題提起を行って議論を深めるなど、より積極的な開催によって職員意識の高揚と職場研修風土の醸成に努めていただきたい。

② 職場人権研修

平成 28 年度が 1 回、平成 29 年度が調査時点まで 0 回と低調な状況であるが、人権問題への取組は全体の奉仕者たる公務員の原点を学ぶものであり、全ての公務の基本に位置づけられるものであることを再認識し、積極的に取組を行っていただきたい。

イ 先進地視察等について

平成 28 年度、平成 29 年度の 2 ヶ年間、福岡県市町村職員研修所の先進地視察研修「四王寺塾」に職員を派遣し意欲的に取り組んでいる点は評価できる。今後は、その研究成果について、例えば庁内報告会などで広く他課の職員にも還元することや、参加者が報告書で述べている「視察研修マニュアル」の作成などの実現も図り、庁内全体のレベルアップにつなげてほしい。

(12) その他の特記事項

ア 第5次総合計画の進捗について

第5次総合計画の進捗状況が、広報たがわ（H29.11.1号）及び市ホームページで公表されているが、「おおむね順調」とはされているものの、進捗の成果指標がC判定（値が伸びていない、または値が悪化した）とされているものが約30%あるので、低調な理由等を分析し、鋭意計画達成に努めてほしい。

イ 旧日通工跡地の活用について

政策変更により旧日通工跡地（約27,000㎡）が遊休地となっているので、積極的にその活用を努めてほしい。

会計課

1 事務の概要

(1)会計係

事務事業	主な概要
1 現金の出納及び保管に関すること	日々の現金出納の管理を行い、指定金融機関の決裁用普通預金口座により保管している。
2 支出負担行為の事前審査及び支出命令の審査及び確認に関すること	地方自治法第 232 の 4、会計事務規則第 24 条及び同規則第 30 条の規定により審査、確認している。
3 決算に関すること	地方自治法第 233 条第 1 項及び同施行令 166 条第 1 項の規定により決算を調整し、市長に提出している。
4 指定金融機関等に関すること	指定金融機関契約書、派出事務に関する協定書及び公金取り扱いに係る経費に関する協定書により公金の収納事務等を管理している。
5 現金及び財産の記録管理に関すること	現金について、日々日計表により管理し、財産のうち備品について、財務会計システムにより管理している。
6 所得税の源泉徴収に関すること	所得税法第 183 条及び第 204 条の規定により、毎月源泉徴収したものを税務署に送付し、1 月には、総務課等が所管する賃金及び報酬料金以外の源泉徴収票及び支払調書を発行し、賃金等の支払者及び関係機関に送付している。
7 物品の出納及び保管に関すること	物品のうち、備品について出納の管理を行い、払出前、または返納後の備品の保管を行っている。
8 証紙の出納及び保管に関すること	田川市証紙の保管を行うとともに、田川市証紙条例別表に規定する手数料等について出納を行っている。

2 職員の配置状況（平成 30 年 1 月 1 日現在）【合計人数 5 人】

	課長	課長補佐	係長	主任	主事	嘱託職員	臨時職員	計
会計課	1	1	—	—	—	—	—	2
会計係			(1)	2	—	1	—	3
計	正規職員 4 名 (80.0%)					嘱託職員等 1 名 (20.0)		5

※ () は課長補佐の兼務

3 予算の執行状況 (平成 29 年 12 月 31 日現在)

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

(1)会計係

歳入

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率(%)	
								対予算	対調定
12	03	01	証紙収入	0	500	500	0	0.00	100.00
15	01	02	利子及び配当金	70,415,000	51,225,171	51,225,171	0	72.75	100.00
19	02	01	市預金利子	30,000	0	0	0	0.00	0.00
			会計合計	70,445,000	51,225,671	51,225,671	0	72.72	100.00

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担 行為済額	予算残額	執行率 (%)
02	01	01	一般管理費	301,000	0	301,000	0.00
02	01	04	会計管理費	4,952,000	2,377,653	2,574,347	48.01
02	01	06	企画費	10,000	0	10,000	0.00
02	01	12	公共交通対策費	9,000	0	9,000	0.00
02	01	15	市民協働推進費	10,000	0	10,000	0.00
02	01	16	財政調整基金費	350,000	103,834	246,166	29.67
02	01	17	減債基金費	110,000	0	110,000	0.00
03	01	01	社会福祉総務費	4,100,000	3,768,500	331,500	91.91
04	02	02	塵芥処理費	160,000	23,318	136,682	14.57
05	01	01	労働諸費	10,000	0	10,000	0.00
06	01	03	農業振興費	75,000	0	75,000	0.00
06	01	05	農地費	63,000,000	45,312,500	17,687,500	71.92
07	01	03	企業誘致育成推進費	4,000	0	4,000	0.00
08	04	01	都市計画総務費	210,000	0	210,000	0.00
08	05	01	住宅総務費	130,000	11,219	118,781	8.63
09	01	05	災害対策費	20,000	0	20,000	0.00
10	01	02	事務局費	15,000	0	15,000	0.00
10	05	01	社会教育総務費	2,201,000	2,000,000	201,000	90.87
10	05	09	世界記憶遺産保存活用費	1,000	0	1,000	0.00
12	01	02	利子	270,000	93,257	176,743	34.54
			会計合計	75,938,000	53,690,281	22,247,719	70.70

4 監査結果と指摘事項等

(1) 過去の監査の検討事項等のてん末について

前回の定期監査（平成 20 年度）及び行政監査（平成 25 年度「備品の管理について」）において、監査委員から指摘、要望または検討の要請があったものについて、そのてん末について検査した結果、ほぼ良好な事務処理に改められていたが、次のとおり改善が必要なものがあつた。

ア 定期監査

項目名	指摘事項	現在の状況
指定金融機関契約	公金預金等の事務は会計管理者が契約締結権者となるため、地方公共団体の代表は田川市長及び会計管理者であるため、会計管理者を加えた三者で契約を締結すべきである。	三者契約を締結していなかった。（指定金融機関の同意が得られていない。） ※「(2)契約事務について」で記載
証紙取扱い事務	所定の様式はほとんど使用されておらず、異なる様式を使用している。	一部改善されていたが、現在も異なる様式を使用しているものがあつた。 ※「(5)証紙取扱い事務について」で記載

イ 行政監査

項目名	指摘事項	現在の状況
備品管理事務	①備品の分類に関する規定がなく、「財産に関する調書」の区分とも統一性がない。 ②備品シールの貼付についての取扱の基準等がない。 ③現物との照合が明確に行えるような登録上のルールがない。	【平成 28 年度の追跡調査での回答】 備品事務マニュアルを作成する（H29 年 9 月完了予定） 【現在の状況】 備品管理システムと「財産に関する調書」の区分は統一されたが、備品事務マニュアルは作成中である。 ※「(4)財産管理事務について」で記載

(2) 契約事務について（(1)ーア参照）

監査対象期間中に締結した契約について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
指定金融機関契約について	指定金融機関との契約において、公金預金の事務が契約内容に含まれているが、契約締結権者に会計管理者が含まれていなかった。	公金預金等の事務は会計管理者が契約締結権者となるため、地方公共団体の代表は田川市長及び会計管理者であるため、会計管理者を加えた三者で契約を締結すべきである。	指摘 現状のまま契約書に公金預金の事務を明記するのであれば、会計管理者を含めた三者契約とするのが適切である。または、当該契約から公金預金の事務を削除し、公金預金の事務については、別途、指定金融機関と会計管理者間で合意するのが適切である。

(3) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書を検査した結果、作成された復命書については、田川市文書規程第49条の規定に基づき遅滞なく作成され、いずれも概要あるいは所感等が記載されていた。

(4) 財産管理事務について ((1)ーイ参照)

○ 備品の管理状況

平成25年度の行政監査（備品の管理について）において、会計課に係るものとして監査委員から指摘等があった項目について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

項目名	指摘事項	指摘の度合・監査委員意見
備品管理事務について	①備品シールの貼付についての取扱の基準等がない。 ②現物との照合が明確に行えるような登録上のルールがない。	指摘 事務処理の一貫性の確保や実効性の向上のために、速やかにマニュアルの完成に努められたい。

(5) 証紙の取扱事務について ((1)ーア参照)

田川市証紙条例は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等を定めている。様式については施行規則の別紙で定められている。

証紙の取扱事務について、規定に沿って事務が行われているか検査をした結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
証紙の取扱事務について	規則に沿った取扱いがなされていないものがあつた。 ①前受請求を規定どおり1月ごとに行わず、残高が少なくなった時にまとめて請求していた。 ②様式第7号及び第8号を使用せず、両様式をまとめた様式を便宜的に作成し使用していた。	①田川市証紙条例施行規則第8条第1項「出納員は、証紙前渡請求書（様式第3号）を会計管理者に提出し、翌月分の証紙を前受けしなければならない。」 ②同規則第12条「会計管理者は、毎月証紙の販売高と貼付高とを比較した証紙売上貼付対照表（様式第7号）を作成しなければならない。」、第13条「会計管理者は、毎月証紙受払報告書（様式第8号）を作成し、証紙売上貼付対照表をそえ、翌月10日までに市長へ報告しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行うか実情に沿った規則の整備を検討されたい。

(6) 現金領収帳の管理事務について

領収帳は委任出納員又は委任分任出納員が歳入金を収納し、又は当該収納金を指定金融機関に払い込むときに用いなければならないものである。会計管理者は領収帳の交付及び返納を行い、その使用については指導的立場にある。収納金については収納した翌日までに指定金融機関に払い込まなければならない（規則第 11 条第 2 項）とされているにもかかわらず、翌日以降に払い込みされているものが見受けられた。これについては本課から主管課に指導がされていた。

監査対象期間中に会計課に返納された領収帳について抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
機構改革後の現金領収帳の使用について	①機構改革により出納員が変更になったにもかかわらず、機構改革前のものの継続使用を認めていた。 ②委任出納員の検印について、機構改革前のものを使用しているものがあつた。	①田川市会計事務規則第 10 条第 2 項「・・・交付を受けた領収帳は厳重に保管し、使用済となったとき又は使用しなくなったときは、委任出納員にあつては直接、委任分任出納員にあつては委任出納員を経て速やかに会計管理者に返納しなければならない。」 ②同規則第 12 条「委任分任出納員は、前条の規定による歳入金の収納及び払込みをしたときは、直ちに領収帳の原符に委任出納員の検印を受けなければならない。」	指摘 今後は担当課に対して適正な指導を行うこと。

(7) 会計管理者の代決について

現行の地方自治法には収入役と異なり会計管理者が欠けたときの規定は設けられていない。これは、会計管理者は選任にあつての議会の同意が不要であるため、欠けたときにただちに後任を選任できると考えられているからである。

ただし、会計管理者の一時的な不在をもって常に後任の任命を要するとすることは適当ではないと考えられることから、他市においては会計管理者の一時的不在に対応するため代決の規定を定めている例も多い。

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
会計管理者の不在時の事務処理（代決）について	現状では、会計管理者の代決規定を設けていないため、会計管理者の不在に応じて、随時代理者を指定する必要がある。	地方自治法第 170 条第 3 項「普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。」	検討事項 組織的、かつ、能率的な事務処理を図るため、会計管理者の一時的不在に対応する代決の規定を定めることを検討されたい。

(8) 行革(事務改善)の取組状況について

【平成 28 年度・29 年度の取組状況】

ア 伝票の差戻しや指導の多い項目を重点的な指導項目として統計的に洗出し、会計事務研修会で指導を行い周知を図った。

→ 誤伝票が減少し、各課担当職員の作業時間の軽減につながった（誤伝票が平成 29 年度当初の 253 件から当該年度の 1 月には 93 件に減った）。

イ 各課配布用の歳入歳出決算書の PDF 化し、パソコンのグループウェアの「書庫」に保管することで職員が必要に応じて出力し、確認できることとした。

→ 印刷・製本の作業時間及び用紙等の経費節減につながった。

ウ 平成 29 年度に財政課が各基金の決済用普通預金から資金の集約可能額の洗出しを行い、その結果に基づき当課も一括運用に取り組むこととした。

→ 460 万円の新たな運用益

(9) 課のマネジメントについて

専門研修参加後のフィードバックが復命書による情報共有のみにとどまっている点を含め、課の課題に対する問題意識の高揚と職員育成の観点から、課長及び職場研修推進員を中心に職場専門研修の積極的な開催を心がけてほしい。

(10) その他の特記事項

ア 基金運用の見直しについて

平成 27 年度決算審査以来、基金運用の工夫・改善を求めてきたが、「(8)ウ」の行革の取組に掲げているように、平成 29 年度において一括運用の取組により、新たに 460 万円の運用益を生んでいる点は評価できる。今後も引き続き基金運用の見直しに努めてほしい。

イ 備品管理について

平成 25 年度に「備品の管理状況について」をテーマに行政監査を行い、備品登録や登録変更について万全を期すよう指導し、その一環として会計課に対し、定期的に各課に文書によって注意喚起するよう要望したところである。このことを踏まえ、平成 29 年 10 月 5 日付で会計管理者から各課へ「備品の異動及び管理について」の通知が發せられている点は一步前進と受け止める。

しかしながら、各課の監査を行う中で、残念ながら未だに備品登録についての遺漏が散見される状況があることから、例えば、この通知の時期を定期異動の直後とすることや、「備品登録強調月間・週間」を設定するなどにより、庁内各課の備品登録が徹底するよう工夫してほしい。

行政委員会事務局

1 事務の概要

(1)選挙管理委員会

事務事業	主な概要
1 選挙管理執行事務に関すること	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理執行事務 ・ 期日前投票事務 ・ 不在者投票事務 ・ 投票事務 ・ 開票事務
2 選挙管理委員会事務に関すること	① 選挙管理委員会の招集 議案、告示及び各種選挙制度等の調査研究 ② 選挙人名簿の調製 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の登録及び抹消 ③ 裁判員及び検察審査員の候補者予定者名簿の調製 ④ 選挙管理委員会連合会 選挙に関する国と地方団体の選挙管理委員会の連絡調整、選挙制度の調査研究、国会及び政府への選挙制度改正要望等 ⑤ 直接請求 ア 条例の制定又は改廃の請求 イ 監査の請求 ウ 議会の議員及び長の解職請求 エ 主要公務員の解職請求 オ その他の公務員の解職請求他 ⑥ 選挙の普及啓発 ア 常時啓発の実施 田川市明るい選挙推進協議会との連携 イ 主権者教育の推進 ・ 教育委員会との連携（出前講座等） ・ 福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センターとの連携（若者グループの設置） ⑦ 一般管理事務

(2)公平委員会

事務事業	主な概要
1 公平委員会に関すること	① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。 ② 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。 ③ 職員の苦情相談に関すること。 ④ その他法律に基づき、その権限に属する事務を処理すること

(3)固定資産評価審査委員会

事務事業	主な概要
1 固定資産の価格に係る不服審査に関すること	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服について、委員会を招集し、書面審理、実地調査、口頭意見陳述等を経て審査決定する。 ① 形式審査 ② 審査申出の受理・却下 ③ 実質審査（弁明書、反論書） ④ 書面審理 ⑤ 口頭審理 ⑥ 実地調査 ⑦ 決定（認容、棄却）

2 職員の配置状況（平成30年1月1日現在）【合計人数5人】

	局長	幹事	局長補佐	係長	主任	主事	書記	嘱託職員	臨時職員	計
行政委員会事務局	1	—	2	—	2	—		—	—	5
選挙管理委員会	(1)	—	(1)	—	(1)	—		—	—	(3)
公平委員会	—	(1)	—	—	—		(2)			(3)
固定資産評価審査委員会	—	—	—	—	—		(3)			(3)
監査事務局	(1)	—	(1)	—	—		(1)			(3)
計	正規職員 5名 (100.0%)							嘱託職員等 0名 (0.0)		5

※ 行政委員会事務局職員5人は、併任発令により4委員会等を併任。事務局長以外の職員4人は業務を選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会担当と公平委員会・監査担当の2つに分けて事務を行っている。

3 予算の執行状況（平成29年12月31日現在）

※財務会計システム「予算執行状況表」より作成

(1)選挙管理委員会

歳入 (単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	
								対予算	対調定
14	03	01	総務費県委託金	23,310,000	15,701,176	15,701,176	0	67.36	100.00
			会計合計	23,310,000	15,701,176	15,701,176	0	67.36	100.00

歳出 (単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担 行為済額	予算残額	執行率
02	04	01	選挙管理委員会費	2,463,000	1,508,455	954,545	61.24
02	04	02	衆議院議員総選挙及び最高 裁判所裁判官国民審査費	23,310,000	20,184,686	3,125,314	86.59
			会計合計	25,773,000	21,693,141	4,079,859	84.17

(2)公平委員会

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担 行為済額	予算残額	執行率
02	01	08	公平委員会費	605,000	332,087	272,913	54.89
			会計合計	605,000	332,087	272,913	54.89

(3)固定資産評価審査委員会

歳出

(単位：円、%)

款	項	目	名称	予算現額	支出負担 行為済額	予算残額	執行率
02	02	01	税務総務費	541,000	95,160	445,840	17.59
			会計合計	541,000	95,160	445,840	17.59

4 監査結果と指摘事項等

(1) 過去の監査の検討事項等のてん末について

前回の定期監査において、監査委員から指摘、要望または検討の要請があったものについて、そのてん末について検査した結果、良好な事務処理に改められていた。

(2) 資金前渡事務について

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算手続きについて検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、適正な事務処理であった。

(3) 契約事務について

監査対象期間中に締結した契約について検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

【選挙管理委員会】

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
記名押印について (衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審 査の投票所用マット洗浄 業務ほか4件)	見積書を請書に代える場 合の業者の記名押印のな いものがあつた。	田川市契約事務規則第 32 条第 2 項「契約書の作成を 省略する場合には、 請書を徴さなければなら ない。ただし、随意契約の 場合は、その設計書、見積 書等に契約金額、かし担保 期間、履行期限及び契約年 月日を記入し、記名押印し てこれを請書に代えるこ とができる。」	指摘 規定に沿った事務処理を行 われたい。 ※本件規定については、やや 誤解を招く部分もあると思 われるので、監査から契約管 理課に検討を促したい。

(4) 出張復命書について

監査対象期間中の出張復命書を検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

【固定資産評価審査委員会】

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
出張復命書の作成について (固定資産評価審査委員会運営研修会)	研修会出席の出張復命書の作成が遅延している。	田川市文書規程第 47 条「職員が出張先から帰庁したときは、速やかに出張復命書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

(5) 委託料の支出状況について

監査対象期間中に締結した委託契約のうち 6 件を抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあった。

【選挙管理委員会】

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
委託内容の履行確認について (衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係るポスター掲示板設置等業務、選挙公報配布業務)	契約書の中で業務完了報告の報告方法を口頭によるものとしているため、完了した日が確認できない状態であった。 ※ポスター掲示板設置等業務の契約条項第10条「甲は業務完了の報告を受けたときは、その日から10日以内に目的物の検査を行わなければならない。」	田川市契約事務規則第 41 条「契約の相手方は、契約の履行を完了したときは、直ちにその旨を届け出(工事請負契約については、工事竣工届(様式第 12 号)による)なければならない。」 田川市選挙公報の発行に関する条例第 5 条「選挙公報は、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに、配布するものとする。」	指摘 所属長による履行確認が適正に行われるような報告方法(受託者に文書による報告を求めるなど)に改められたい。

(6) 財産管理事務について

ア 備品の管理状況

備品管理簿等は、田川市財務規則第 58 条第 2 項の規定により電子情報として登録されている。平成 25 年 9 月(平成 25 年度の行政監査「備品の管理状況について」の対象期間以降)～平成 29 年 12 月に購入した本課所管の備品について抽出して検査した結果、次のとおり改善が必要なものがあつた。

【選挙管理委員会】

件名	指摘の事実	指摘の根拠	指摘の度合・監査委員意見
備品の登録について	備品シールの貼付がないため、備品が特定できないものがあつた。(選挙用記載台3台)	田川市財務規則第41条第1項「物品管理者は、備品一覧及び異動備品一覧表を備えて備品の状況を明らかにしなければならない。」同規則第58条第2項「この規則に規定する帳票等のうち、次の各号に掲げるものについては、電子情報として登録し、及び調製するものとする。 (1) 第41条第1項に規定する備品管理簿等」	指摘 規定に沿った事務処理を行われたい。

(7) 行革(事務改善)の取組状況と効果について

【選挙管理委員会】

[平成 28 年度の取組状況]

ア 参議院議員通常選挙における時間外勤務の縮減、各種マニュアルの整備やワークシェアリングの徹底など。

→ 時間外勤務の縮減（前回選挙（平成 25 年度）との比較による効果額 569 千円）

イ 業務の見える化を推進するため、業務目標管理の導入

懸案事項の整理、委員会の運営方針の作成、事務事業の棚卸し及びスケジュール化など。

→ 業務効率の向上、業務の情報共有と改善

[平成 29 年度の取組状況]

ア 選挙管理執行危機管理マニュアル及び直接請求手続きにかかる各種事務マニュアルの整備

→ 業務の標準化

イ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各種マニュアルの整備やワークシェアリングの徹底、投票所事務従事者の縮減など

→ 投票所配置人員の削減（前回選挙（平成 26 年度）との比較による効果額 495 千円）

ウ 田川市及び田川地区明るい選挙推進協議会の今後の方針の決定

エ 組未定有権者の投票区の設定改善

【公平委員会】

[平成 28 年度・29 年度の取組状況]

特記事項なし

職員の意識改革を図り、行革（事務改善）について鋭意取り組まれたい。

【固定資産評価審査委員会】

[平成 28 年度の取組状況]

特記事項なし

[平成 29 年度の取組状況]

政令市を除く県内自治体に対して委員構成（選任・推薦）及び報酬等の調査を行った。この結果を踏まえ、専門性を高めるという見地から候補者選出についての見直しを行い、平成 30 年度からの専門的有資格者（不動産鑑定士）の登用につながった。

→ 委員会機能の強化

(8) 事務局のマネジメントについて

ア 職場専門研修

【選挙管理委員会】

平成 28 年度、平成 29 年度ともに応援職員及び臨時職員に対して選挙の管理執行についての研修を各 1 回実施した。

【公平委員会】

外部の専門研修に平成 28 年度 2 回、平成 29 年度 5 回参加し、いずれも委員会においてフィードバック研修を実施した。

【固定資産評価審査委員会】

平成 28 年度・29 年度とも実施なし

行政委員会事務局全体において職場専門研修の取組が低調であるので、各委員会ごとの課題について鋭意論議を深めるなど、より積極的な開催によって職員意識の高揚と職場研修風土の醸成に努めていただきたい。

イ 職場人権研修

【行政委員会事務局】

平成 28 年度が 3 回、平成 29 年度が調査時点まで 1 回と低調な状況であるが、人権問題への取組は全体の奉仕者たる公務員の原点を学ぶものであり、全ての公務の基本に位置づけられるものであることを再認識し、積極的に取組を行っていただきたい。

(9) その他の特記事項

【選挙管理委員会】

ア 選挙執行経費のあり方について

①ポスター掲示板設置委託料について

ここ数年における実績を見ると、同一の仕様・発注条件であっても、看板業者との契約額は田川地区シルバー人材センターとの契約金額より、かなり高くなっている（衆院選では、H29.10(看板業者) 1,487,160 円、H26.12(シルバー人材センター) 1,225,000 円）。

市においては地場の業者への配慮も必要であるが、一方でシルバー人材センターにも多くの高齢者の会員が存在し、その活動支援や事業創出への協力も不可欠である。

このような状況下で、選挙執行経費については国・県の補助がある選挙（国政選挙、県知事・県議選挙）と市単費による選挙（市長・市議選挙）の区分があるにせよ、いずれも国民・市民の税金を基礎とする公費によって賄われている点に差はないことから、補助があるので契約金額が高止まりしてよいという理屈にはならない。

したがって、今後はあくまで①品質（出来ばえ）が良質であること、②契約金額が最も安価となること、の両面を踏まえた契約方法（方針）となるよう留意されたい。

②投票区（投票所）の見直しについて

今後、執行経費を節減していくためには、人口減少が続く中で30年以上にわたり据え置きとされてきた現行の投票区（20投票所）を再編し、その数を減らしていく必要がある。

ただし、この問題はあくまで市民の理解が得られることが大前提であり、例えば有権者の利便性を大きく損なったり、投票率の低下を招くことのないよう慎重な判断を要することは言うまでもないことである。

したがって、例えば他団体の例に倣い、学校再編と同時に行う方法や、有権者数の不均衡（最多～第11投票所(弓削田小) 3,349人、最少～第20投票所(田川文化センター)663人) 是正に向け、まずは最少の投票所の見直しから進めるなどの方法が考えられるが、最も市民理解が得られる方法を鋭意検討願いたい。

イ 選挙時の流動的執行体制の構築について

選挙は民主主義の根幹をなすものであるが、選挙事務において一旦ミスを犯せば、本市のみならず選挙全体に重大な影響を及ぼすことや、信用信頼の喪失により本市にこの上ないダメージを与える恐れがある。

このことを念頭に、選挙執行体制については平成27年11月19日付の行政委員会の4人の任命権者から市長に宛てた「組織・機構の見直しについて(要望)」において、①現行体制は安定性に欠ける非常に硬直的なものであり、臨機応変の流動的な体制に切り替えていくべきであり、②選挙をミスなく執行するためには、他市同様、職員中心の全庁的なバックアップ体制の構築

が必要である、との申し入れを行っている。

具体的には、選挙前から選挙終了までの一定期間、庁内の選管経験職員等の兼務発令を行い、繁忙時等に当番制等によりバックアップする方式を想定した要望である。

先般の衆院選（H29. 10. 22 執行）の期日前投票に際しては、監査の職員が平日午後の半日間、監査執務室を閉鎖して応援せざるを得ない状況も発生していることから、さらに繁忙と混雑が予想される統一地方選挙に向け、早急に先の要望への回答を得るとともに、人事当局との協議により効率的・効果的な執行体制の構築を図るべきである。

10 付 言

【選挙管理委員会】

○主権者教育の充実について

先の衆院選（H29. 10. 22 執行）における本市の若年者投票率が、18 歳 46.61%（県平均 48.58%）、19 歳 32.25%（県平均 32.42%）と、いずれも県平均を下回っていることから（19 歳の県下 1 位は大任町の 46.67%）、主権者教育のさらなる充実を図るべきである。なお、より早い段階での主権者教育の取組が必要と思われるので、中断している小学校向けの啓発も早期に復活させるべきである。

【公平委員会】

○苦情相談への対応について

平成 28 年 6 月に職員（以下「相談者」という）からなされた職場のパワーハラスメントに関する苦情相談については、最終的に平成 30 年 1 月に相談者と副市長・総務課長との面談、同年 2 月をもって相談完了とされている。

この間の対応に関して気になるのは、相談者が精神疾患により平成 29 年 9 月 7 日から同年 12 月 5 日まで病気休暇、平成 29 年 12 月 6 日から平成 30 年 2 月 22 日まで病気休職（不利益処分）を余儀なくされていることである。

職員が、これだけの期間を欠勤することは、何より本人にとって極めて辛いことであり、市の貴重な「人財」を長期間欠いたという点では、財務の観点からも大きな損失と言える。

今回の対応面で気掛かりなのは、①当事者間の関係が悪化しているのに、双方による話し合いでの解決を主対応としている点、②関係修復が困難なら、人事当局と協議し直近（H29. 4）の定期異動によるリセットも選択肢とすべきではなかったかと思われる点、③相談開始から終了までの時間がかかりすぎている点、などである。

公平委員会は人事行政に関する第三者機関であり、職員が不利益等を受けた場合に最も頼りとする機関と言え、相談者も悩んだ末に勇気と決断をもって相談してきたのではないかと思われる。

対応如何では、人事行政はもとより、今後の職員全体の士気にも重大な影響を与えかねない問題

であるので、真に相談者の身になって対応がなされていたか、相談の技法は適切であったか、聴取・調査事項は的確に委員会に報告され判断等がなされていたか、人事当局への働きかけや協議などを含め、病休や休職に至るのを回避する方法はなかったか（職場環境を変えていれば、発病しなかった可能性も考えられる）、など今回の対応全般について検証する余地があるのではないかと考えられる。